

**安心で豊かさが実感できる地域の創造**



## 15 医療提供体制の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

#### (1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の弾力的な運用等

地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、引き続き、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすることに加え、事業効果が十分得られるよう早期の内示を行うこと。

また、ＩＣＴを利用した医療・介護関係者の情報共有を促進するため、基金による対応が可能となるような取扱いとすること。

さらに、地域医療構想の一層の推進や安定した地域医療体制の確保を図るため、国・県で造成する基金の負担割合について、国負担分を拡大すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業は、毎年度関係団体から事業提案を募集し、府内提案事業と合わせて、国が定める「I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」、「I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更」、「II 居宅等における医療の提供」、「IV 医療従事者の確保」及び「VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備」に関する区分ごとの新規・継続事業を、医療介護総合促進法に基づく県計画として取りまとめているが、「I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」に重点配分されるとともに、各事業区分間の弾力運用が認められていない。
- 過去3年の内示時期は、事業実施予定年度の8月から11月であり、事業の実施に必要な期間が確保できていない。
- 国は、基金を活用し、地域医療情報連携ネットワークの構築・拡充について支援を行っているが、システム運営等に必要なランニングコストは基金の対象外とされ、利用者からの会費収入のみで運用していることから、効率的な医療介護連携の促進や医療・介護現場におけるＩＣＴ利用の拡大・深化を図るために、利用者負担の軽減に向けた措置が必要とされている。
- 地域医療構想の推進や地域医療体制の確保に取り組む必要があるが、平成30年7月豪雨災害の復旧・復興や新型コロナウイルス感染症による税収面への影響など、県の財源確保が困難となっていることから、基金の造成のための負担割合（区分I-2以外）である国2／3、県1／3について、国負担分を拡大する必要がある。

**課題**

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するために、基金の使途を国が硬直的に規定するのではなく、地域の実情に応じて有効に利用できるよう柔軟な仕組みにするとともに、国による財政支援の強化が必要である。
- 県計画の事業効果を十分に得るために、事業費が要望額どおりに配分されるとともに、早期に内示されることが必要である。
- I C T を利用した医療・介護関係者の情報共有の取組を促進するため、基金等について十分な財源を確保し、ハード・ソフトの両面から継続的な支援を行うとともに、診療報酬や介護報酬が措置されるなど、I C T 利用が促進される取組が必要である。

**<参考>**

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業（医療分）

【区分 I - 1】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
- ・医療介護連携体制整備事業
- ・I C T を活用した地域医療ネットワーク基盤整備事業 等

【区分 I - 2】地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

- ・病床機能再編支援事業

【区分 II】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進に関する事業
- ・かかりつけ医認定事業 等

【区分 IV】医療従事者の確保に関する事業

- ・地域医療支援センターの運営
- ・岡山大学及び川崎医科大学への寄附講座の設置
- ・看護師等養成所運営費補助事業 等

【区分 VI】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業

- 地域医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）の内示時期

令和元(2019)年度 11月18日

令和2(2020)年度 9月29日

令和3(2021)年度 8月10日

## 【提案事項】

### (2) 医療施設の耐震化の促進

医療施設の耐震化をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。

#### 課 題

- 医療施設の耐震化整備を促進するために、医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等を行う必要がある。

#### <参考>

- 本県の病院の耐震化率（令和3（2021）年9月1日）

※全国平均の耐震化率は令和2（2020）年9月1日時点

・病院全体	76.9%（全国平均 77.3%）
・災害拠点病院及び救命救急センター	90.9%（全国平均 93.6%）

- 医療提供体制施設整備交付金と医療施設耐震化臨時特例基金（平成21（2009）年度～平成28（2016）年度）との比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制施設整備交付金	I s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等	基準面積・基準単価 2,300m <sup>2</sup> ×206,500円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	1／2
	I s値が0.3未満の建物を有する病院			

※令和3（2021）年度に基準単価の引上げあり（+3,700円（202,800円→206,500円））

#### （参考）

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療施設耐震化臨時特例基金	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635m <sup>2</sup> ×276,000円	同 上	同上
	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 8,635m <sup>2</sup> ×165,000円		

## 【提案事項】

### (3) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定

2023 年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、それぞれの地域で理解されるものとするためにシーリングの効果を明示した上で不断の見直しを行うとともに、その実施に当たっては、地域医療確保のために弾力的な運用が可能となるものとすること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 全国的な医師の偏在や診療科の偏在を是正するため、日本専門医機構が行う専攻医募集において、2020 年度から都道府県別・診療科別のシーリングが設定されているが、2022 年度募集のシーリングにおいては、本県では 5 診療科が対象とされた。
- 当該シーリングに関しては、これまで、地域枠卒業医師等をシーリング枠外として扱うことや平均採用数が少數である診療科をシーリング対象外とすることなど一定の緩和がなされたが、地域枠卒業医師等については、医師少数区域等で研修を行う予定の者のみに限定されたことや、シーリングを緩和するための専門研修連携プログラムを設定する際に必要となる研修の対象地域が限られるなど、地域の医療関係者の理解は十分得られていない。

#### 課 題

- 本県の大学等で実施する専門研修プログラムは、専攻医がべき地や連携施設を一定期間ローテーションしながら研修を行うもので、県内はもとより中四国エリアに及ぶ地域の医療に貢献しているところ。また、専門医の資格取得後も、大学等から多数の医師が県内外の関連施設へ派遣され、医師偏在や診療科偏在の是正に一定の貢献をしている実情がある。
- 専門研修連携プログラムを設定するための前提条件となる地域貢献率の算出にあたっては、シーリング対象外の都道府県での研修期間に加え、県内の医師少数区域等での研修期間も考慮することとされているが、県内には医師少数区域以外にもべき地など医師不足地域があることから、こうした医師不足地域での研修期間も対象として考慮するよう、地域の実情に応じた弾力的な運用を認める必要がある。
- 地域枠卒業医師等が医師少数区域等で就業する期間については、国の指針において当該医師のキャリア形成に配慮した上で設定することとされており、専門研修を実施する期間においても医師少数区域等での研修実施を求めるのは、指針と合致していない。また、指導医不足等の理由により、医師少数区域等で十分な研修を実施できない診療科もあることから、一定の配慮が必要である。

## &lt;参考&gt;

## 【2022年度シーリング(日本専門医機構決定)】

	内科	小児科	精神科	放射線科	麻酔科
算出ルールによるシーリング数 ※ 1	55	14	10	9	14
連携プログラム数 ※ 2	7	0	1	0	3
うち都道府県限定分 ※ 3	2	0	1	0	2
計 (A)	<b>62</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>9</b>	<b>17</b>

※ 1 過去の採用実績に基づき算出された定員

※ 2 シーリング対象外の都道府県の施設において1年6か月以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 3 充足率が0.8以下の都道府県の施設において1年6か月以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 4 地域枠、自治医師は、要件を満たす場合に限り、医療対策協議会の了承を前提として、シーリング枠外での採用が可能

※2023年度シーリングについては、2022年3月頃に日本専門医機構から示される予定。

## (参考) 【過去の採用実績】

	内科	小児科	精神科	放射線科	麻酔科	耳鼻咽喉科	脳神経外科
2022年度採用数 ※ 1 ※ 2	62	8	11	9	14	6	6
2021年度採用数 ※ 2	58	10	7	8	11	4	11
2020年度採用数 ※ 2	59	5	11	4	11	4	14
2019年度採用数 (参考)	61	14	13	6	18	7	4

※ 1 2021年12月末時点での採用数

※ 3

※ 2 地域枠、自治医師除く（2022年度は要件を満たす者のみ除く）

※ 3 過去のシーリング対象診療科

## 【提案事項】

### (4) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定

臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

## (提案の理由)

### 現 状

- 国が定める臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、令和3(2021)年度分から算定方法が変更され、本県の上限は前年までの水準から大幅に削減（令和3(2021)年度194人（前年比△65人））された。
- 当該令和3(2021)年度上限の範囲内での臨床研修病院の定員設定においては、令和2(2020)年2月以降、県医療対策協議会や臨床研修病院会議で関係者の意見集約を図ったが、前年比で大幅に削減された本県の定員上限に対する強い反対意見や、県内外の地域医療を支えている医育機関の特殊性・重要性に配慮すべきとの主張があり、調整は難航した。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応等により、医療機関等と協議するいとまもなく意見調整も困難となったことから、国へ要望活動を行った結果、5人分の追加配分があった。
- 令和3(2021)年12月23日付けで、国から募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算可能となった変更点が示され、令和5(2023)年度の本県の上限は、193人とされた。

### 課 題

- 令和4(2022)年度の募集定員とマッチ数の比較において、本県はマッチ率98%と余剰がない状態である。現在の仕組みは、募集定員上限は前年度から増加することはないものとなっているが、中四国地方で、定員上限が増加し、病院の希望どおりに定員を配分してもなお余剰が発生する県があると聞いており、こうした余剰分を定員が不足している本県等へ移行できる仕組みを作るなど、より弾力的なものにする必要がある。
- 本県の大学病院等の臨床研修医は、研修中やその修了後において、大学等から県内外の関連施設へ派遣され、隣接する広島県の東部地域をはじめ、中四国エリアの地域医療を支えている実情がある。こうした医育機関、臨床研修病院及び地域の医療機関等における医師の育成・確保の流れを激変させることは、隣県をはじめとする中四国エリア全体の地域医療に多大な影響を及ぼすため、同じ地方エリア内の同規模県の間において、一方の県の一部地域の医療を他方の県の医師が担っている等の実情がある場合は、両県の協議により定員の移行を可能とするなど、エリア内における医師の地域偏在を助長しないよう留意しつつ、地域医療の実情に配慮した適切な激変緩和措置が必要である。

## 【提案事項】

### (5) 医療施設等運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）の拡充 新規

へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっているが、へき地診療所へ医師派遣を行っている地域の病院に対して派遣を行った場合も対象となるよう制度を拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっている。
- 県内9施設あるへき地医療拠点病院が、医師派遣の要望があったへき地診療所に対して派遣を行っているが、島しょ部などの遠方のへき地診療所へ派遣する場合、移動時間を多く要しており、へき地医療拠点病院の負担が大きくなっている。
- へき地診療所への医師派遣は、へき地医療拠点病院以外にも地域の病院から行われている場合もあるため、そういう地域の病院に対してへき地医療拠点病院から医師派遣を行うことで、へき地診療所の医師確保を図ることが考えられるが、その運営費については補助金の対象にはなっていない。
- 上記の遠方への医師派遣の負担や、補助金の対象について、県医療対策協議会やへき地医療拠点病院連絡協議会においても、関係者からその改善について要望されているところである。
- また、国のへき地保健医療対策検討会が平成27(2015)年3月に出した報告書の中でも、常勤医師の確保が極めて困難になりつつある、へき地診療所の医師確保の対応策として、「循環型で複数の医師を派遣していく体制を整備する」ことなどが挙げられているところである。

#### 課 題

- 限られた医療資源を有効に活用するため、へき地診療所への医師派遣をより効率的なものにする必要がある。
- へき地医療拠点病院が、直接へき地診療所へ派遣する場合から、地域の病院へ医師派遣を行い、地域の病院からへき地診療所へ医師派遣を行う場合に変更した場合、補助金の対象外となり、へき地医療拠点病院の財政負担が生じる。
- 直接へき地診療所へ医師派遣する場合と同様に補助金の対象とすることで、効率的な医師派遣に取り組みやすくする必要がある。

#### <参考>

- へき地関連施設数
 

へき地医療拠点病院	9
へき地診療所	48

## 16 高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっている。

#### 課題

- 人口減少、過疎化に伴い、今後、介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を図り、事業者の参入を促進していく必要がある。

### <参考>

#### 【参考1】市町村別指定事業所数 (R4.4.1)

サービス種別	指定市町村及び事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	岡山市(12)、倉敷市(6)、玉野市(1) 計19
看護小規模多機能型居宅介護	岡山市(5)、倉敷市(6)、玉野市(1)、浅口市(1)、瀬戸内市(1)、 <u>高梁市(1)</u> 、 <u>真庭市(2)</u> 、勝央町(1) 計18
夜間対応型訪問介護	無し

※アンダーラインは中山間地域に該当する市町村

#### 【参考2】市町村別指定・廃止事業所数（前回とりまとめ (R3.4.1) 後の増減）

サービス種別	新・廃	市町村及び事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	新規	倉敷市(2)
看護小規模多機能型居宅介護	新規	岡山市(2)、倉敷市(2)
夜間対応型訪問介護	—	—

## 17 子宮頸がん予防

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

子宮頸がんの予防については、H P Vワクチンの接種と若い世代のがん検診の受診の促進をあわせて行うことが効果的である。

8年間以上に及ぶH P Vワクチンの積極的接種勧奨の中止により、ワクチンに関する正確な情報が行き届いていないことから、接種率が一刻も早く回復するよう、国においては、ワクチンに関する正しい知識についての情報提供を充実させること。

あわせて、2価・4価ワクチンより予防効果の高い9価ワクチンの定期接種化を早期に実現すること。 **新規**

また、H P Vワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、キャッチアップ接種に関する情報提供に加えて、接種年齢等の影響によりワクチンの効果が限定的であることも考慮し、がんの早期発見・早期治療に繋がるよう、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた情報提供を充実させること。 **新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 現在、国内では年間約1万人が子宮頸がんに罹患し、約3千人が死亡しており、特に若い世代を中心に罹患率が増加している状況にある。
- 子宮頸がんの予防については、県では、医療関係者等と連携して、子宮頸がんの検診の受診促進と、H P Vワクチンが定期接種であることや、その効果とリスク等を盛り込んだ独自のリーフレットを作成し、市町村、学校等を通じて対象者等に配布するなど、正しい知識の普及に積極的に取り組んでいる。
- H P Vワクチンについて、現在では100カ国以上で公的予防接種が行われており、先進国では接種率が高い国が多く、イギリスやオーストラリアでは約8割となっている。
- 2020年11月にWHOはH P Vワクチンの接種率を2030年までに15歳以下の女子の90%にまで高めることを盛り込んだ目標を設定した。
- 国内の9価ワクチンの製造販売が一昨年(2020年)承認され、本年(2022年)3月には国審議会において定期接種化の方針が了承されたが、具体的な時期は示されていない。
- 2021年11月26日付けの国の通知により、2013年6月からH P Vワクチンの積極的接種勧奨を差し控えている状態は終了したが、H P Vワクチンに関する正しい知識が十分に浸透していない。
- 予防接種法施行令の改正により、令和4(2022)年4月から、積極的接種勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度から平成17(2005)年度生まれまでの女子がキャッチアップ接種の対象となった。

課題

- HPVワクチンについて、接種対象者等に、定期接種であることやエビデンスに基づいた効果やリスクなどの正しい知識が十分に届いていない。
- 8年以上、国が積極的勧奨を控えていたことにより、諸外国と比べ、接種率が未だ低い状況となっている。
- 20歳代の子宮頸がん検診受診率が伸び悩んでいる。

## 18 受動喫煙防止対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2(2020)年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）について、その内容について一層の理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図るとともに、必要な財源確保を行うこと。

また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、適用が進むよう必要な検討を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 改正法は令和2(2020)年4月に全面施行された。
- 改正法では、多数の者が利用する建物内を罰則付きで原則禁煙とする一方、施設の類型に応じ、一定条件下で喫煙場所・喫煙専用室等の設置が認められている。
- また、特例措置として、客席面積が100m<sup>2</sup>以下で個人等が経営する小規模な既存飲食店については、喫煙専用室等の設置が事業継続に与える影響に配慮し、屋内の全部を喫煙可とすること等も認められている。
- 本県では、受動喫煙による健康被害に関する県民の理解を深め、受動喫煙の防止に向けた取組を進めるため、岡山県受動喫煙防止条例を制定し、令和2(2020)年10月に全面施行している。
- 国では、受動喫煙防止に関する普及啓発や飲食店等における喫煙専用室等の整備に取り組んでいるが、そのための予算は漸減傾向にある。
- 国では、改正法施行後5年の見直しに向け、多数の者が利用する施設の喫煙環境の実態把握を行っている。

#### 課 題

- 改正法は全面施行となつたが、施設の類型ごとに例外的に認められる、喫煙場所・喫煙専用室等の設置基準等を定めた政省令について、引き続き国民や施設の管理者等への理解を進める必要がある。
- 特例措置により改正法の適用が猶予された小規模な既存飲食店については、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれがあるが、その終期は示されていない。

## 19 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の待遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、待遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、待遇改善事業の実施等によって待遇改善が図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率(令和2(2020)年度平均値)は4.27倍と、全職種の1.47倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 第8期岡山県介護保険事業支援計画の策定に当たり実施した需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには、約3万7千人の介護職員が必要となり、今後の生産年齢人口の減少を踏まえた上で推計すれば、約1.5千人が不足すると見込まれる。また、介護離職ゼロの実現に向け、介護人材をさらに確保する必要がある。
- 令和元(2019)年10月から、経験・技能のある職員に重点をおいた待遇改善のための新たな加算制度が創設された。また、令和4(2022)年2月からは「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、介護サービス事業所等で働く介護職員を対象に、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための取組が実施されたが、介護現場における人材の確保については、依然厳しい状況にあることから、介護職・看護職などのさらなる待遇改善に引き続き取り組む必要がある。

#### 課題

- 将来に向けて、介護現場の人材の需給ギャップを埋めていくためには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施していくことはもちろんであるが、国においても、給与水準の引上げなどの待遇改善やキャリアパス制度の確立に向けたさらなる取組が必要である。

## &lt;参考&gt;

## 1 介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組

①平成21(2009)年4月 平成21年度介護報酬改定 +3.0%改定 (介護従事者の処遇改善に重点を置いた改定)	月額(実績) + 9,000円
②平成21(2009)年10月 介護職員処遇改善交付金（補正予算）	施設等における処遇改善 + 15,000円
③平成24(2012)年4月 平成24年度介護報酬改定 +1.2%改定 (「介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善交付金による処遇改善を継続)	+ 6,000円
④平成27(2015)年4月 平成27年度介護報酬改定 ▲2.27%改定 (「介護職員処遇改善加算」は+1.65%拡大)	+ 13,000円
⑤平成29(2017)年4月 平成29年度介護報酬改定（臨時） (「介護職員処遇改善加算」が+1.14%拡大)	+ 14,000円
⑥平成30(2018)年4月 平成30年度介護報酬改定 +0.54%改定 (「介護職員等特定処遇改善加算」の実施)	+ 18,000円
⑦令和3(2021)年4月 +0.70%改定 (「介護職員等特定処遇改善加算」要件の緩和)	
⑧令和4(2022)年2月 介護職員処遇改善支援補助金（補正予算）	+ 9,000円 計 +84,000円

- これまでの取組により、合計すれば月額8万4千円相当の給与改善となっている。
- 令和2年の調査では、福祉施設介護員・ホームヘルパーの賞与込み給与の全国平均は約29.3万円であり、全産業平均の約35.2万円に比べ約5.9万円低い。  
(「令和2年賃金構造基本統計調査」に基づき厚生労働省老健局老人福祉課作成)

## 2 令和3(2021)年度の処遇改善

## (1) 特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進

特定処遇改善加算制度の趣旨は維持しつつ、より活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直された。

## (2) コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3(2021)年11月19日閣議決定）

介護サービス事業所等で働く介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための取組を、令和4(2022)年2月から前倒しで実施している。

予算額は1,000億円、対象者数は138万人の見込みで、他の職員に補助金を充てられるよう、施設に「柔軟な運用」が認められている。

## 20 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて182名（令和4（2022）年3月1日現在）の入所者が生活しており、県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の文献等は歴史の教訓とするべき貴重な資料であり、県では、収集した資料を取りまとめた資料集「長島は語る」を刊行するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。平成31（2019）年3月には、両園の建造物10件（長島愛生園5件、邑久光明園5件）が国の登録有形文化財に登録された。

#### 課 題

- ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等を適切に保全していく必要がある。

## 21 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁	内閣府、厚生労働省
-------	-----------

### 【提案事項】

#### (1) 少子化対策の推進

少子化対策は、単年ごとの取組では効果が薄く、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、複数年度にわたる同一事業も交付対象にするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を進めるとともに、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 少子化対策は結婚支援から、妊娠・出産期、子育て期までの支援を重層的かつ継続的に取り組む必要がある。高い合計特殊出生率を維持する岡山県奈義町においても、10年以上にわたる各種取組の継続により、「奈義は子育てしやすい」との評価を得、合計特殊出生率の向上に結び付いているものであり、思い切った事業を継続して取り組むことが必要である。
- 令和2(2020)年の岡山県の合計特殊出生率は1.48であるが、平成28(2016)年度に実施した地域格差要因分析では、中国地方の他県と比べ、若い女性の有配偶率が低く、25～29歳の第2子の出生率と、30～34歳の第3子の出生率が低下していることが分かった。  
また、市町村ごとの分析では、通勤圏における男女の割合が結婚に影響していること、家族・地域のきずなの強さが結婚や第3子の出生に効果的ななどの結果が出ており、地域の特性を踏まえた少子化対策を継続的に実施していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元(2019)年と比べ、令和2(2020)年の岡山県の婚姻数は約10%減、出生数は1.3%減、令和3(2021)年についても今のところ回復の兆しは見えず、さらなる少子化に拍車をかけており、コロナ禍終息後に回復するのか不透明な状況である。
- 地域少子化対策重点推進交付金は、結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等を対象としており、予算額については、平成29(2017)年度実施分は総額61.3億円だったが、令和3(2021)年度実施分は20億円と漸減傾向が続いた。令和4(2022)年度実施分は38.2億円と増加したが、十分とはいえない。
- こども政策を一元的に担う「こども家庭庁」については、令和5(2023)年4月1日発足に向け、令和4年通常国会で審議中である。予算規模についてはまだ未定で、現状(令和元(2019)年度)の日本の子ども関連予算はGDP比1.73%であり、歐州諸国の3%台に比べ少ないと指摘されている。

**課題**

- 結婚支援や子育て支援は、すぐに成果が現れるものではないため、複数年度にわたる継続的な取組が必要である。
- 地域の特性に応じた効果的な取組を行う市町村を財政的な面からも強力に支援する必要がある。

**【提案事項】****(2) 保育士の待遇改善等の推進**

- ① 保育士の確保を図るため、さらなる待遇改善策を講じること。
- ② 公定価格上の保育士の人工費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。
- ③ 充実した保育サービスの提供と保育士の負担軽減を図るため、保育士を充実して配置した場合の公定価格における加算措置の拡充を図ること。

**(提案の理由)****現状**

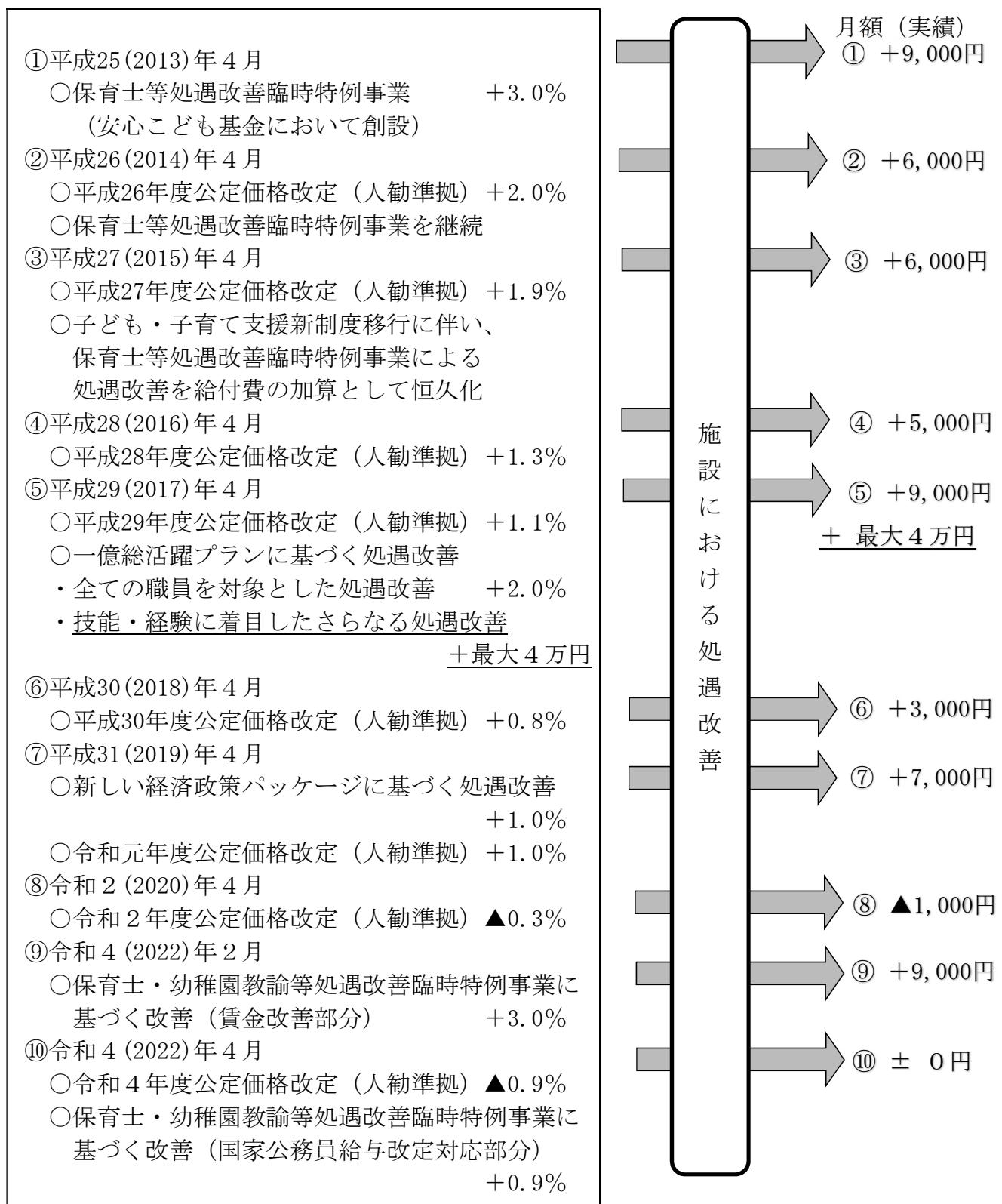
- 本県の待機児童数は、着実に減少しているが、女性の就業率の上昇に伴い、依然として保育需要の増大が見込まれ、保育士不足は深刻な状況にある。そのため、国制度を超えて、独自に人工費の上乗せ補助を行い保育士を確保する自治体がある。
- 国は、令和3(2021)年度補正予算及び令和4(2022)年度予算において、保育士等の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4(2022)年2月から実施しているが、全産業の平均賃金と比較して、低い保育士の給与を改善するためには、より一層の待遇改善が必要である。
- 国の施設型給付費の待遇改善等加算Ⅰは、保育所ごとに基準年度（既存施設は平成24(2012)年度）における給与水準を起点として一定の率（6～7%）の給与改善を実施することを要件に委託費を加算する仕組みであるが、給与水準の設定自体は、各事業者の判断に委ねられている。このため、元々の給与水準の高低にかかわらず、同レベルの給与改善が求められることとなり、給与水準の低い保育所においては、定められた率の改善を行ってもなお低い水準に留まっている。
- 公定価格上の保育士の人工費は、国家公務員の福祉職給料表をもとに積算されており、国家公務員の給与改定に連動した引上げが行われているが、民間保育所における給与は、必ずしもこれに準拠しておらず、昇給や各種手当の支給、前歴換算等の取扱いについても、各事業者の判断に委ねられている。このため、公定価格上想定されている人工費と実際の保育士の人工費にかい離が生じ、待遇改善が進まない要因の一つとなっている。
- 県が実施する保育所の指導監査では、給与に関しては当該法人の給与規程どおりに支給されていることの確認は行っているが、給与水準については、判断基準や指導根拠が明確でないため、十分な指導・助言を行うことは困難である。

- 保育士の配置については、国の基準により定められた人数が公定価格へ反映されており、基準以上の配置を行う場合は、現在、3歳児について、20人に保育士1人の配置基準を15人に1人に充実した場合についてのみ改善加算が措置されている。

### 課題

- 自治体独自の人事費上乗せ補助は、人材確保が自治体の財政力に左右され、上乗せ補助を行った市町村への人材の流出につながるおそれがあることから、地方の適切な保育サービス提供体制維持の観点から国全体としての処遇改善策が必要である。
- 処遇改善等加算Ⅰについて、給与改善の起点となる給与水準が保育所毎に異なるため、事業者的人件費負担に不公平感が生じている。
- 民間保育所の給与水準について、県が指導監査において事業者に指導・助言するための根拠が存在しないことから、公定価格上の処遇改善を実効性あるものとするためには、保育所職員に適用する給料表のモデルなど、給与水準設定の目安を明確にする必要がある。
- 質の高い充実した保育サービスの提供や保育士の負担軽減を図る上で、保育士の充実配置は有効である一方、現状の加算措置は、基準以上の配置を進める上で十分とは言えない。

## &lt;参考&gt;保育士の処遇改善の状況（平成24(2012)年度との比較）



\*公定価格は、平成26(2014)年度は旧保育所運営費の保育単価、  
27(2015)年度以降は施設型給付費の公定価格を指す。

- これまでの取組により、保育所に支弁される施設型給付費の公定価格上は、合計すれば月額5万3千円（最大9万3千円）の給与改善になっていると推定。

①～⑩ 計 +53,000円  
+最大4万円

## 22 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進

提案先省庁	内閣府、法務省、厚生労働省
-------	---------------

### 【提案事項】

#### (1) 養育費確保に向けた仕組みの構築

離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠であることから、離婚時における養育費の取決めの義務化や取り決められた内容の履行を確保するための制度導入など、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 平成 28(2016)年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約 43%、受給率は約 24%と低い状況にある。
- 平成 23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され（民法第 766 条第 1 項）、離婚届書に養育費取決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約 65%にとどまっている。
- 国は、令和 2(2020)年に「法務省養育費不払い解消に向けた検討会議」を開催し、養育費確保に向けた制度の見直し等を検討し、同年 12 月にそのとりまとめが法務大臣に提出された。また、令和 3(2021)年に法務大臣の諮問機関である法制審議会に家族法制部会が設置され、養育費を含む、離婚及びこれに関連する制度について見直しの議論が行われている。
- 県では、市町村窓口（戸籍、相談）担当者を対象とした研修会や、養育費取決め等のためにひとり親が家庭裁判所等を訪れる際の同行、市町村の戸籍と福祉の担当窓口が連携する取組への支援を実施している。また、令和 4(2022)年度からは、公正証書等の作成に対する補助を行っている。

#### 課 題

- 養育費は子どもの成長に不可欠なものであり、その請求は子どものための大切な権利であるが、その取決めは依然として低調であることから、養育費の取決めを離婚届の受理要件とする等の法令整備など実効性のある強力な仕組みづくりが必要である。

## 【提案事項】

### (2) 児童虐待防止に向けた体制強化

#### ① 市町村子ども家庭総合支援拠点の体制拡充

市町村が地域で必要な相談援助を十分に行うため、実情に応じた職員配置により体制拡充が図れるよう、必要な財源措置を講じること。

#### ② 児童福祉司スーパーバイザーに係る配置標準の見直し

児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加することから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財源措置を講じること。

#### ③ 児童福祉司の配置標準の見直し

児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの担当ケース数が、適正な業務量となるよう配置標準を見直すとともに、市町村の体制強化のため、市町村支援児童福祉司の配置標準を少なくとも各児童相談所に1名以上にすることとし、それぞれ必要な財源措置を講じること。 新規

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、市町村は、身近な場所で支援を担う役割・責務がある旨が明文化されるとともに、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされた。
- 常勤職員の配置には、人口10万人当たり1人分の地方交付税措置のみ。
- 非常勤職員の配置には、人件費を含む運営費用への補助のみであるほか、上乗せ加算は「虐待対応専門員」のみで、「子ども家庭支援員」及び「心理担当支援員」には設けられていない。
- 現行の児童福祉法施行令に定める児童福祉司スーパーバイザーの配置標準は、児童福祉司の数の内数とされており、新プランにおける児童福祉司スーパーバイザーの増員も、児童福祉司の増員の内数とされている。
- 児童福祉司の配置標準については、児童福祉司一人当たり業務量が、40ケース相当となるよう児童福祉司の配置数を人口3万人に1人以上とされており、また、市町村支援児童福祉司については、各都道府県の管内30市町村につき1名とすることが児童福祉法施行令で規定されている。

**課題**

- 市町村子ども家庭総合支援拠点に求められているきめ細やかな支援を行っていくためには、さらなる体制整備が必要である。
- 経験の浅い職員の増加により、児童福祉司スーパーバイザーの役割は増え重要なものとなっており、指導及び教育に集中できる専任体制を整える必要がある。
- 県では、配置標準に対応し、すでに児童福祉司を人口3万人に1人配置しているが、児童福祉司一人当たり業務量は75.6ケース（令和3（2021）年6月1日現在）となっている。また、地域で必要な支援を行う市町村の後方支援のニーズも高まっているが、現在の市町村支援児童福祉司の配置標準では、本県では1名しか配置できないため、配置標準の見直しと財源措置が必要である。

## 【提案事項】

### (3) 里親等委託の推進

- ① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。
- ② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成 28(2016)年の児童福祉法改正により、虐待等により家庭での養育が困難な場合は、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームによる養育を推進することとされ、岡山県社会的養育推進計画に掲げる里親等委託率（令和 11 年度までに 47%）の達成に向け、受け皿となる里親の確保やファミリーホームの体制整備を図っていく必要がある。
- 平成 28(2016)年の育児・介護休業法改正により、特別養子縁組の監護期間にある子、養子縁組里親に委託されている子等の養親まで対象が拡大されたが、養育里親は対象とされていない。
- ファミリーホームの事務費支弁額は、開設後 6 か月は定員払いとされているが、その後は現員払いとなる。これに対し、児童養護施設等の事務費支弁額は、常に定員払いとされている。

#### 課題

- 育児休業が認められない中、特に里親が共働きの場合などは、養育の選択肢が狭められることになり、里親養育の積極的な推進とともに里親による子育てを社会全体で支援していく必要がある。
- ファミリーホームについては、委託人数にかかわらず養育者の確保が必要であることから、現状の現員払いでは安定的な運営に支障が生じる。

## 【提案事項】

### (4) 児童養護施設等の機能強化

- ① 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。
- ② 児童保護措置費の教育費について、学校外でのスポーツや文化的活動に要する費用も対象とすること。
- ③ 被虐待経験に加えて発達障害や軽度知的障害のある児童の個別支援を担う、児童養護施設における専任職員の配置加算を創設すること。 新規
- ④ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を講じること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 暫定定員の設定における算定対象は、入所児童と一時保護委託児童のみである。
- 児童養護施設等では、発達障害や被虐待経験を有する児童の入所が増加傾向にあるが、これらの児童の支援には、スポーツや文化的活動を通じて社会性の醸成や情緒の安定を図ることが重要であり、学習意欲の向上にもつながると考えられる。
- 令和3(2021)年10月現在、県内児童養護施設における入所児童の約3割が特別支援学校又は特別支援学級に在籍している。
- 自立援助ホームに係る児童保護措置費の事務費一般分保護単価については、定員6名の場合、職員配置の最低基準である2.5人分の設定となっている。

#### 課 題

- 児童養護施設における入所児童数は減少傾向で、過去の入所児童数の利用実績に基づき算定する暫定定員も減少しており、暫定定員の枠内でしかショートステイの受入れができない。このため、ショートステイは家庭養育優先原則を進める上で重要な資源であり、市町村のニーズも高いものの、現状ではショートステイの受入れは年々困難になっている。
- スポーツや文化的活動については、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられることから、教育費に係る加算対象の拡大が必要である。
- 特別支援学校等では、行事への付添い等の施設職員の負担が大きく、現行の最低基準による職員配置や加算制度では障害のある子ども達への十分な支援を行うことが困難である。
- 自立援助ホームでは、近年、発達障害等の課題を抱える入居者の増加により必要な支援が多様化していることなどから、最低基準の職員配置では個別の支援に支障が生じるとともに、宿直業務も含めた勤務体制が確保できない。

## 23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の確保

提案先省庁	防衛省
-------	-----

### 【提案事項】

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 本県において自衛隊は、平成30年7月豪雨災害において人命救助活動に取り組んでいたたくとともに、給水支援、入浴支援などの様々な支援や、災害廃棄物の撤去などにより、災害復旧のために多大なご貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いもますます高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 陸上自衛隊については、平成31(2019)年度以降に係る防衛計画の大綱において、戦車及び火砲を中心とした部隊の編成・装備の見直しなど、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する基本方針が示され、戦車及び火砲を中心に編成されている日本原駐屯地の体制縮小が進められ、今後さらに、隊員数が減少することが懸念される。
- 奈義町及び津山市にあっては、平成27(2015)年度、関係団体とともに「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、国への要望活動をはじめとした、同駐屯地の充実に向けた動きを活発化している。

#### 課題

- 中期防衛力整備計画（2019年度～2023年度）には戦車の廃止や火砲の集約が盛り込まれ、特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地の体制縮小が懸念される。
- 部隊の再編に当たっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制を確保することについて特段の配慮を求めていく必要がある。

#### <参考>

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

## 24 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進

提案先省庁

国土交通省

### 【提案事項】

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路やエプロン等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 年間約 150 万人が利用する岡山桃太郎空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられている。
- 県民や近隣エリアの方々に、より一層利用され持続的に発展するよう、令和 22(2040) 年頃を見据え策定した「空港づくり基本構想」の管理運営戦略において、緊急輸送拠点としての機能を確保するため、老朽化対策に適切に取り組むこととしている。
- 滑走路やエプロン等の施設については、昭和 63(1988)年の開港以来 34 年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。

#### 課題

- 平成 30 年 7 月豪雨による多大な被害や東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が重要であるが、岡山桃太郎空港の老朽化対策に向け、多額の財政負担が課題となっている。

### <参考>国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年 度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度
空港整備勘定	4,288	6,623	3,919	3,896
一般空港等 ※	1,014	1,153	827	896
うち岡山桃太郎空港分	1.46	1.45	1.94	0.28

※一般空港等…ターミナル地域の機能強化、空港の老朽化対策等

## 25 操縦士の養成に貢献する岡南飛行場の施設整備

提案先省庁

国土交通省

### 【提案事項】

人材確保が課題である操縦士の養成のために活用されている岡南飛行場の施設整備について、国庫補助の対象とすること。 新規

### (提案の理由)

#### 現 状

- 岡南飛行場は、岡山桃太郎空港との機能分離のもと、定期便発着の影響を受けない小型航空機専用の飛行場として、県民の安全安心に不可欠な公用ヘリコプター2機（県警ヘリ、岡山市消防ヘリ）の基地のほか、小型機やヘリによる飛行訓練、航空測量、取材飛行、整備拠点など幅広い用途に活用されており、中四国唯一の小型航空機の拠点空港としての役割を果たしている。
- 操縦士については、今後の需要予測に対して、現役の一斉大量退職などによる人材不足が見込まれており、養成・確保が極めて重要な課題となっている。岡南飛行場は、法政大学などにより事業用免許取得のための訓練に活用されており、人材養成・確保の観点から航空ネットワークの維持に大いに貢献する空港である。
- 滑走路やエプロン等の施設については、昭和37(1962)年の開港以来60年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。
- 航空法施行規則の改正により、滑走路端安全区域(RESA)の拡張整備が必要であるが、短期間に多額の費用を要することから、地方単独予算による対応は大きな負担となる。

#### 課 題

- ゼネラルアビエーション空港であるため、国庫補助の対象外とされており、施設整備にあたり、多額の財政負担が課題となっている。

※ゼネラルアビエーション空港については、平成18(2006)年度末をもって補助事業を廃止。

## 26 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 【提案事項】

- (1) 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めること。
- (2) 児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 県内の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設され、一定の耐震性を有しているが、南海トラフ地震が発生した場合は、想定を超える大規模被害が発生するおそれがあり、国は、西原ダム等主な国営造成施設の耐震化調査を進めている。
- 現在実施中の児島湾沿岸地区では、令和2(2020)年度から堤防部の沈下抑制工事や排水樋門部の耐震工事に着手している。しかし、排水樋門部の工事は、排水機能を維持するため複数ある樋門を分割して施工する必要があり、効果発現にはかなりの年月を要することから、工期短縮の検討を県から要望している。
- 国においては、令和2(2020)年に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」をとりまとめ、激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速等を推進することとしている。

#### 課題

- 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確保するためには、実施中の耐震性調査を早急に進め、対策が必要となれば、重要性・緊急性等を勘案し、優先度の高いものから順次対策を実施していく必要がある。
- 工事に着手した児島湾締切堤防は、農業用水の確保をはじめ、背後には約4,300haの農地や5万人の人口、多くの公共施設等を抱える重要な施設であり、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれている。
- 基幹的農業水利施設であるダムや井堰などの国営造成施設は、施設の老朽化により、農業用水の安定供給や農地の湛水被害の防止等に支障が生じており、地域農業の持続的発展のためには、施設の長寿命化対策を早急に進める必要がある。

## 26 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進

<参考> 県内に存する主な国営造成施設

施 設 名	管理者	所在地	規 模	耐震性 調査	実施中の国営事業	
					耐震対策	長寿命化対策
児島湾締切堤防	県	岡山市	堤長 1,558m	調査済	国営総合農地防災事業 児島湾沿岸地区	—
笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市	堤長 4,666m	調査済	(不要)	—
新田原井堰	県	和気町	堤長 220m	調査中	—	国営かんがい排水事業 吉井川地区
小阪部川ダム	改良区	新見市	堤長 145m 堤高 67.2m	調査済	(不要)	国営施設機能保全事業 小阪部川地区
西原ダム	改良区	奈義町	堤長 192m 堤高 46.1m	調査中	—	国営造成水利施設スマ シメント推進事業(技術高 度化事業) 西原ダム地区
笠岡湾干拓地 寺間排水機場	笠岡市	笠岡市	排水機 4基	調査済	国営施設応急対策事業 寺間地区	

## 27 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

平成 30 年 7 月豪雨により高梁川水系小田川支川の末政川、高馬川、真谷川、  
旭川水系砂川など多くの河川で堤防の決壊等が発生し、広範囲にわたり甚大な浸  
水被害がもたらされた。気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、令和  
7 (2025) 年度までの対策として、「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速  
化対策」に取り組んでいるところであるが、将来にわたって計画的・安定的に治  
水及び高潮・津波対策が実施できるよう、十分な予算を確保すること。

(1) 直轄管理区間の改修等推進

- ・高梁川水系小田川合流点付替え事業等
- ・旭川中上流ダム再生事業
- ・高潮対策事業等の推進
- ・適切な維持管理の実施

(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保

(3) 流域治水の取組への支援充実

### (提案の理由)

#### 現状

- 治水事業等は、国土を保全し国民の生命と財産を守り、他のインフラとの相乗効果に  
より民間投資を呼び込み、ストック効果を生み出しが、国の治水事業等予算は 20 年程前  
の約 4 割まで落ち込んでおり、回復の兆しがやや見えるものの十分とは言えないため、  
計画的な事業の推進には、さらなる十分な予算の確保が必要である。
- 流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる流域治水について、本県でも  
計画的に取り組んでいるところである。
- 本県では、平成 10(1998) 年、平成 16(2004) 年、平成 21(2009) 年、平成 23(2011) 年に  
引き続き、平成 30 年 7 月豪雨でも甚大な浸水被害が広範囲に発生しており、水害対策の  
推進について県民の関心が一層高まっている。
- 気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化する中、人口、資産が集中する岡山市街  
地等の水害リスクを軽減するためには、旭川ダム等の再生事業を推進する必要がある。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり水害リスク  
が高いが、この 252 km<sup>2</sup> の域内に人口 39 万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内  
の製造品出荷額の約 6 割を占めるなど、人口や産業が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は 1,831 km であるが、整備済延長は暫定的なものを含め  
ても 690 km にとどまっている。また、海岸保全施設のうち高潮等に対する整備が必要な  
延長は 147 km に対し、高さが確保されているのは 53 km にとどまっている。

## 27 治水及び高潮・津波対策事業の推進

- 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年加速化対策として、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策等を実施しているが、水害に対して危険な箇所が多く残っているため、計画的・安定的に防災・減災対策を実施するための財源の確保が必要である。
- 河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業など大規模事業の実施期間中は、河川改修事業費が大きく減少する場合があるが、県下の治水安全度の着実な向上等を図るために、大規模事業の有無によらず、十分な予算の確保が必要である。
- また、県では、関係者の連携のもと、流域治水プロジェクトに基づきソフト対策などを実施しているが、それら取組への財政的・技術的支援が必要である。

### 課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口等が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 岡山県の河川整備や高潮・津波対策を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図るために、改良復旧事業を含めた治水事業等に係る十分な予算の確保が喫緊の課題である。
- 気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、令和7(2025)年度までの対策として、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、将来にわたって、計画的・安定的に治水及び高潮・津波対策が実施できるよう、十分な予算を確保する必要がある。

### <参考>

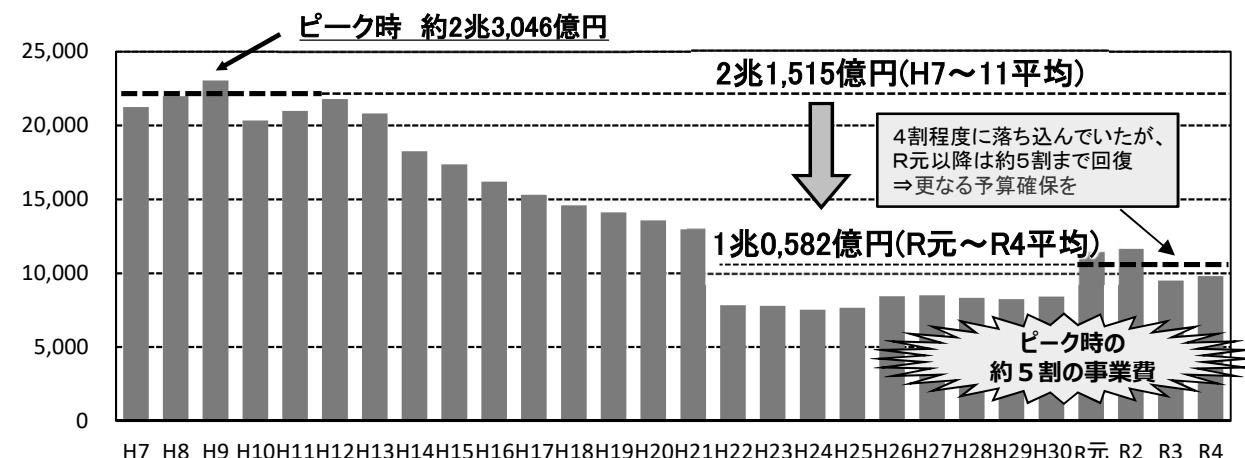
#### 治水及び高潮対策等事業(令和4(2022)年度実施予定)

直轄管理河川改修事業	吉井川、旭川、高梁川（小田川含む）
県管理河川改修事業	一級河川砂川、二級河川足守川等27河川
建設海岸・港湾海岸	三蟠九蟠海岸等4箇所、水島港海岸等8箇所

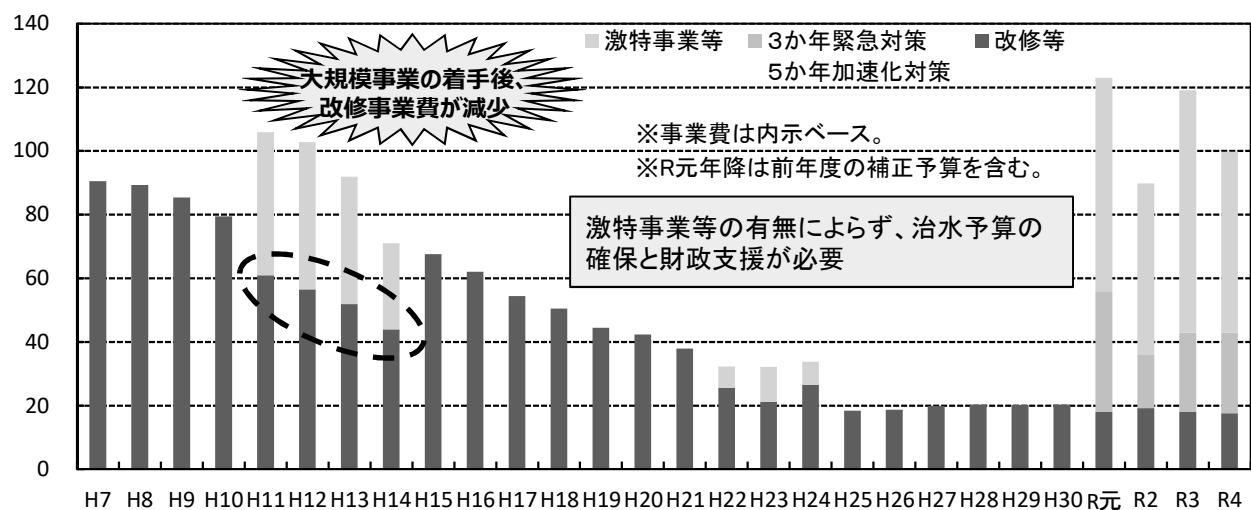
## 国土交通省 治水関係事業費の推移

### 27 治水及び高潮・津波対策事業の推進

国土交通省HP 各年度予算概要等から作成



## 岡山県 治水関係事業費の推移



## 小田川合流点付替え事業の推進

## 広域河川改修事業 (一) 砂川



## 28 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元(2019)年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的・安定的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 県内には、土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県土の約40%に分布している。また、土砂災害危険箇所が11,999箇所あり、このうち、ハード対策が必要な危険箇所は、5,692箇所あるが、令和3(2021)年度末の施設整備率は27.5%と低い。
- 平成30年7月豪雨では、県内の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生し（土砂災害315件）、令和元(2019)年9月には、新見市で局地的豪雨により建物やJR施設内に土砂が流出するなど県内で土砂災害が激甚化・頻発化している。
- 平成30年7月豪雨をはじめとする土砂災害の発生や土砂災害特別警戒区域の指定により、住民からハード対策を求める要望が増加している。
- ハード対策については、要対策箇所も多いことから、近年土砂災害の発生した箇所、保全人家の多い箇所や緊急輸送道路等の重要な道路がある箇所などにおいて、重点的に整備を進めることとしている。

#### 課 題

- 土砂・流木対策のための砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。
- 気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される中、令和7(2025)年度までの対策として、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、依然として土砂災害防止対策が必要な箇所は多く残っており、将来にわたって、計画的・安定的に土砂災害防止対策が実施できるよう、十分な予算を確保する必要がある。

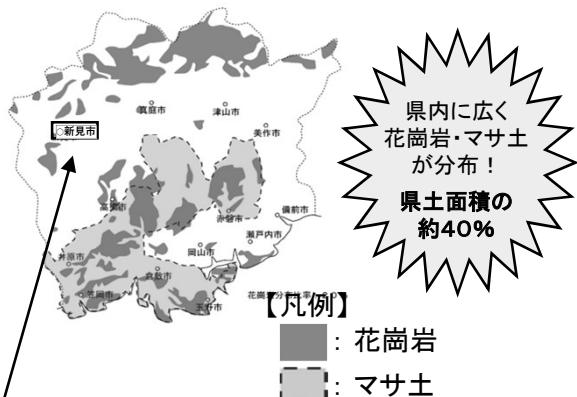
# ○土砂災害防止対策

28 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進

## 岡山県の土砂・流木災害リスク

- 土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県内に広く分布。
- 令和3年度末時点で、4, 127箇所の要対策箇所が残っている。
- 令和元年9月には、新見市で局地的豪雨により土砂災害が発生し、建物やJR施設内に土砂が流出する被害が生じた。気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化を懸念している。

### 【県内の花崗岩・マサ土の分布】



### 【土砂災害危険箇所の施設整備状況】

	危険箇所数 うち要対策 箇所数	R3までの 整備済 箇所数	R3末 整備率	残要対策 箇所数
土石流	6, 441 全国6位	3, 019 全国6位	936	31. 0%
急傾斜地	5, 360	2, 475	558	22. 5%
地すべり	198	198	71	35. 9%
計	11, 999	5, 692	1, 565	27. 5%
				4, 127

令和4年3月31日現在

### 令和元年9月3日の豪雨により 新見市で土石流が発生(災害緊急事業採択)

- 家屋被害：全壊4棟・半壊3棟・一部損壊1棟
- J R埋没：280m、市道埋没 100m 他



- 【保全対象】  
人家60戸、保育所  
JR(伯備線等)L=218m等
- 災害関連緊急砂防事業  
【工事概要】  
砂防堰堤 N=1基
- 特定緊急砂防事業  
(R2年度～R4年度)  
【工事概要】  
渓流保全工 L=207m

### ハード対策の重点的な実施

### 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策

- 避難所がある箇所など重要度の高い箇所からハード対策を重点的に実施。
- 令和7(2025)年度まで5か年加速化対策を活用し、事業推進予定。



- 5か年加速化対策<事例>

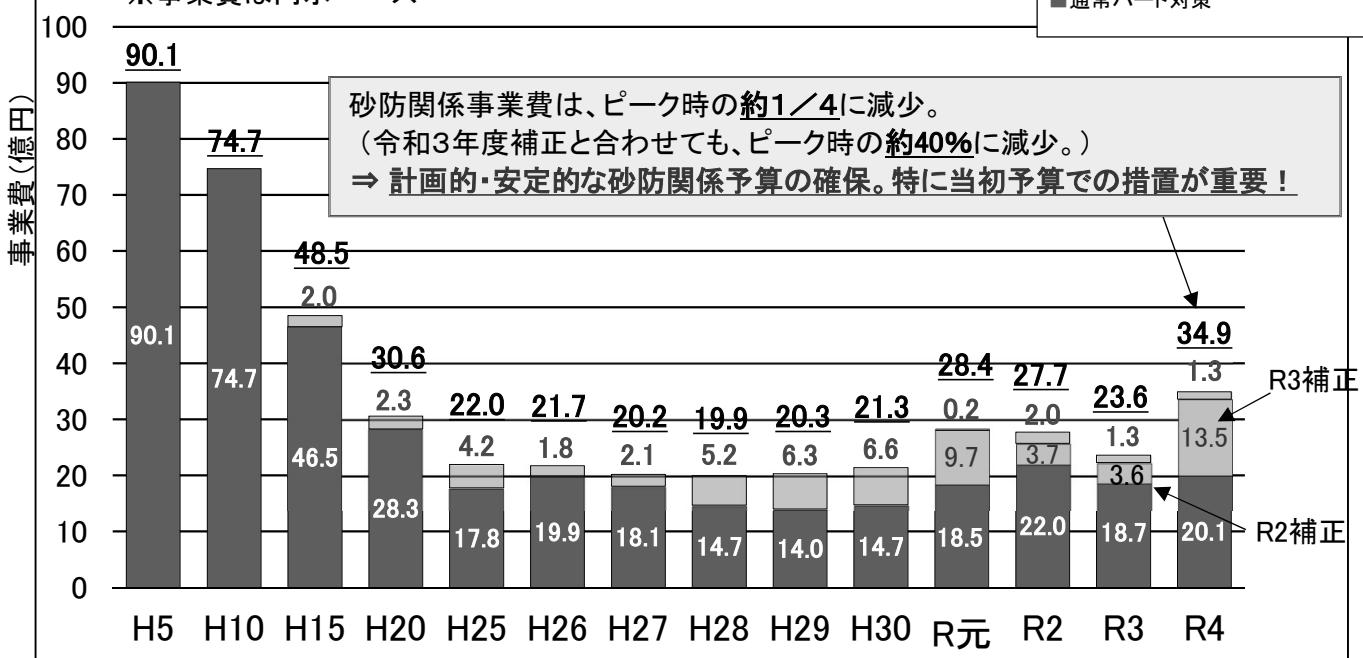
- 事業間連携砂防等事業【補助】  
(砂)中組川(高梁市落合町阿部)

- 【保全対象】  
人家259戸、指定避難所、  
国道313号(第1次緊急輸送道路)  
医療センター、社会福祉施設 等
- 【工事概要】  
砂防堰堤 N=1基  
渓流保全工 L=100m

### 岡山県における砂防関係事業費の推移

※事業費は内示ベース

- ソフト対策
- 3か年緊急・5か年加速化対策
- 通常ハード対策



## 29 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靭化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するため、十分な予算を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。

(3) 下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化の推進について十分な予算を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70～80%となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 吉井川・旭川・高梁川の河口部である岡山平野をはじめ、干拓等により形成されたゼロメートル地帯が県南部沿岸地域に広がっており、高潮による浸水被害を受けやすく、また、大規模な地震による液状化現象が発生した場合には、堤防等が沈下・崩壊する可能性があり、河川水や海水の流入により、甚大な浸水被害が発生する恐れがある。
- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年激甚化・頻発化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靭化に資する防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、土木施設が大きな被害を受け、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は59.0%、道路橋梁の耐震補強進捗率は64.8%にとどまっている。

## 課題

- 県南部沿岸には、人口等の集中した低平地が広がっており、ひとたび高潮被害が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が急務となっている。
- 今後とも、高潮に加え、地震・津波に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。
- 防災・減災対策の強化のため、令和4(2022)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比100%)とされたところであるが、近年の大規模災害の激甚化・頻発化を踏まえると、南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進に資する交付金等の継続的な確保に懸念がある。

## &lt;参考&gt;

- 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連）（R4(2022).3末現在）

区分	内 容	整備率
河 川	県管理区間の河川改修	37.7%
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	36.1%
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	59.0%
	緊急輸送道路上の道路橋梁の耐震化	64.8%
下 水 道	児島湖流域下水道の耐震化	未了

- 今後、特に早急な対策が求められる箇所

海 岸	… 建設海岸：三蟠九蟠海岸（岡山市中区桑野～東区九蟠）、岡南海岸（岡山市南区北浦）等 港湾海岸：岡山港海岸北浦幸島地区（岡山市東区）、東備港海岸日生地区（備前市）等
河 川	… 吉井川：岡山市東区西幸西、九蟠地区、西大寺地区 (直轄区間) 高梁川：倉敷市連島町鶴新田地区
道 路	… 落石等危険箇所(緊急輸送道路)： (国)180号(新見市法曾～千屋実) (主)新見川上線(高梁市川上町領家～備中町平川) 等 道路橋梁(緊急輸送道路)：(国) 180号 美郷大橋 (国) 484号 不動橋 等
流域下水道	… 児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管渠

## 30 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

水道施設等耐震化事業における採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 水道施設等耐震化事業の採択要件の1つである資本単価要件を満たす水道事業者は、県内28事業者のうち17事業者に限られ、また、同事業のうち布設後40年以上経過した管路を更新する水管路緊急改善事業の採択要件である企業債残高等に係る要件を満たす水道事業者は、県内28事業者のうち20事業者に限られている。さらに、一部の事業で交付率が平成28(2016)年度採択事業から下げられ、事業の採択を受けても自主財源負担が大きく、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 本県では、給水人口当たりの上水道の管路延長※(9.55m／人)が全国平均(5.90m／人)を大幅に上回っており、各水道事業者は、水道施設の耐震化に係る財政負担が大きく対応に苦慮している。※令和2(2020)年度
- また、平成30(2018)年度以降は要望額が満額交付されているが、引き続き満額交付による水道施設の計画的な耐震化が急務である。

#### 主な事業の交付率

事 業 名	交付率	備 考
高度浄水施設等整備事業	1／4	平成27(2015)年度採択まで 1／3
基幹水道構造物の耐震化事業	1／4	平成27(2015)年度採択まで 1／3

#### これまでの要望額に対する内示率

年 度	H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)
内示率	100.0%	100.0%	104.1%	107.9%	100.5%

##### 課 題

- 本県では、沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

#### <参考>

- 水道施設の耐震化率(令和2(2020)年度末)

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全 国	40.7 %	38.0 %	60.8 %
岡山県	25.7 %	31.4 %	56.4 %

## 31 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 【提案事項】

#### (1) 治安対策用装備資機材の整備充実

現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。

#### (2) 安全で快適な道路交通環境の実現

幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、老朽化した交通信号機等の更新を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の維持や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 近年、刑法犯認知件数が着実に減少するなど、県下の治安水準は改善傾向にあるが、殺人、強盗等の凶悪事件の発生が後を絶たない。  
また、全国的にみても、交番勤務の警察官が襲撃される事件や暴力団員等による刃物や銃器を用いた事件が続発するなど、警察活動を取り巻く環境は厳しい情勢にあるが、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の必要数の充足には至っていない。
- 令和3（2021）年中における県下の交通事故死者数は57人と、前年対比で5人減少したが、高齢者が当事者となる死亡事故が約半数を占めるなど、厳しい情勢が続いている。  
また、本県は中国・四国地方における広域交通網の結節点となっているため、他県からの流入車両が多く、県南部の岡山市や倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に交通渋滞が慢性化している状況にある。

#### 課 題

- 治安情勢に応じた的確な治安対策を推進するため、各種装備資機材の整備充実を図る必要がある。
- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細かな信号制御によって交通の円滑化を図るとともに、視認性の確保や消費電力の抑制に向けた信号灯器のLED化等を推進する必要がある。

## 32 デジタル社会の推進

提案先省庁	デジタル庁、総務省
-------	-----------

### 【提案事項】

#### (1) 自治体のDX推進に対する支援

- ① 「自治体DX推進計画」を着実に推進するため、自治体情報システムの標準化・共通化が円滑に進むよう、市町村を含め、ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへの移行に必要な経費に係る補助金の上限額を見直すとともに、令和7(2025)年度までの移行期間を柔軟に適用するなど、実情を反映した仕組みに改めること。 **新規**
- ② 法令に基づき自治体が担う行政手続についても、広くオンライン化が進むよう、自治体の意見を聞きながら、全省庁で取り組むべき工程を定め、添付書類の最小限化や対面審査の廃止など、制度・業務の具体的かつ抜本的な見直しを行うこと。
- ③ AI・RPAなど自治体のICTの利用推進について、市町村を含め、ICTの利用に係る先進事例を横展開できるよう、自由度の高い補助金を創設するなど財政的支援を拡充すること。 **新規**
- ④ 市町村のデジタル化を促進するため、専門性を有するデジタル人材の育成・確保を安定的・継続的に行うことができる仕組みを構築すること。
- ⑤ デジタル社会の実現に向け、社会全体のデジタル化を促進するため、地方財政計画に計上した「地域デジタル社会推進費」を、令和5(2023)年度以降も継続すること。

### (提案の理由)

#### 現状

○ 令和2(2020)年12月に、総務省により「自治体DX推進計画」が策定され、市町村を含む自治体は、デジタル人材の確保・育成を含め、DX推進に必要な体制を整備し、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進などに重点的に取り組むとともに、社会全体のデジタル化を推進することとされた。

県・市町村の20業務については、自治体情報システムを標準準拠システムへ移行することが義務付けられており、移行に係る経費については、ガバメントクラウドを利用する場合に、令和7(2025)年度末までの移行に限り、人口規模等に応じた上限額の範囲内で、10/10を補助するとされている。

行政手続のオンライン化に関しては、デジタル臨時行政調査会が、デジタル化に合わせ、法令・通達等に基づく行政手続等について、書面や対面を前提とした手続等を見直すとしており、これに基づき、各省庁も法律や政省令の改正に取り組むとしている。

市町村においては、現場の実務に即して技術導入の判断、助言ができるデジタル人材や財源の不足から、AI・RPAをはじめとしたICTの利用が十分に進んでいない。

地域社会全体のデジタル化を推進するため、令和4(2022)年度まで、基準財政需要額の算定費目として「地域デジタル社会推進費」が措置されている。

**課題**

- 自治体DXの推進は、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化、A I・R P Aの利用推進などの取組事項について、制度の見直しや財源の確保など、様々な課題を解決しながら進めていく必要がある。専門的な知見を有するデジタル人材の確保・育成について課題認識を持つ市町村もある。

標準準拠システムへの移行に係る経費については、国が示した補助上限額を大きく上回るものと見込む市町村も少なくない。また、全国の自治体が同時に移行に着手するため、事業者の作業に遅れが生じ、定められた期間内に移行を完了できないケースを懸念する市町村がある。

デジタル臨時行政調査会は、デジタル原則に基づき、書面・対面を前提とした行政手続等について抜本的な見直しを行うとしており、自治体が担う法令に基づく行政手続のオンライン化が進むよう、自治体の意見も取り入れながら、円滑に制度改革が行われる必要がある。

地域社会のデジタル化を実現するには、デジタル技術を活用した多様な取組に必要な財源を継続的に確保していく必要がある。

**【提案事項】****(2) マイナンバーカードの普及促進**

マイナンバーカードの国民全体への普及に向け、カードの利用範囲の拡大や、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築など、制度を抜本的に改善するとともに、取得手続のさらなる簡素化を図ること。

**(提案の理由)****現状**

- 国は、令和4(2022)年度中にほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目指し、マイナポイント事業第1弾等に取り組んだが、現状で、交付率は4割である。  
マイナンバーカードの交付状況（令和4(2022)年4月1日時点）  
全 国 43.3%  
岡山県 42.4%

**課題**

- マイナンバーカードのさらなる普及のためには、マイナンバーカードを保有するメリットの創出、マイナンバーカードを保有することに対する不安全感の払拭に加え、申請しやすい環境づくりが必要である。

## 【提案事項】

### (3) 情報セキュリティ対策の見直しに対する支援 新規

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂により、セキュリティを確保しつつ、業務効率性に配慮したモデル（ $\beta$ 、 $\beta'$  モデル）も示されたこと等を踏まえ、市町村を含め、クラウドサービスの利用等を念頭に、従来の主流であるセキュリティを重視したモデル（ $\alpha$  モデル）から $\beta$ 、 $\beta'$  モデルへ移行する自治体向けに、移行に要する経費に対する補助金を創設すること。

## (提案の理由)

### 現 状

- 平成 27(2015)年 12 月の総務大臣通知に基づき、各自治体は、庁内ネットワークを 3 分割（マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系）するよう求められ、本県を含め多くの自治体は、LGWAN接続系に庁内の情報システム等を設置（ $\alpha$  モデル相当）した。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が令和 2 (2020) 年 12 月に改訂され、セキュリティを重視した従来のモデル（ $\alpha$  モデル）に加え、セキュリティを確保しつつ業務効率性に配慮したモデル（ $\beta$ 、 $\beta'$  モデル）が示された。

なお、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3 (2021) 年 3 月）では、情報システムの構築に際してはクラウドサービスをまず検討する（クラウド・バイ・デフォルト）よう各省庁に指示している。

### 課 題

- クラウド・バイ・デフォルトの原則に沿って、 $\alpha$  モデルを採用する自治体が、庁内の情報システム等をインターネットを利用するクラウドサービスに移行するために、 $\beta$  又は $\beta'$  モデルへ移行する必要があるが、移行には多額のシステム改修費等が必要となり、移行費用の確保がクラウドサービスの利用等を目指す自治体の課題となっている。

## 【提案事項】

### (4) デジタルデバイド対策の拡充

- ① デジタル社会の実現に当たり、全ての県民が必要な情報やサービスを得られるよう、過疎地や離島等の条件不利地域において、地域の実状に応じ、光ファイバ等の通信環境の基盤整備を継続的に支援すること。
- ② 「デジタル田園都市国家構想」実現のためには、都市部に遅れることなく地方においても着実に5G基地局が整備される必要があることから、携帯電話事業者に対する技術的・財政的支援などにより、都市部と地方で偏りが生じないよう基地局整備を進めること。 新規

### (提案の理由)

#### 現 状

- 国では、条件不利地域における光ファイバの整備費に加え、離島における維持管理経費の一部を補助しているが、依然として光ファイバの未整備地域がある。また、国は令和3(2021)年12月に携帯電話事業者に対し5G基地局整備の加速化に関する要請を行うとともに、5G人口カバー率を令和5(2023)年度末までに全国95%に引き上げ、さらには令和12(2030)年度末までに全国・各都道府県99%に引き上げる整備計画を策定している。

#### 課 題

- 過疎地や離島等の条件不利地域においては、依然として光ファイバ未整備地域が残っており、特に、離島については、海底ケーブルの敷設により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高い。また、5G基地局の整備については、人口の少ない地域での基盤整備は携帯電話事業者にとって負担が大きいため、都市部が優先され、地方での整備が遅れることが懸念される。

## 【提案事項】

### (5) 統計調査のデジタル化の推進 新規

基幹統計調査においてオンライン調査を導入するほか、ビッグデータの活用などデジタル化の推進に取り組み、現行の統計調査員制度の見直しを検討すること。

また、紙媒体の調査資料をタブレット等により閲覧可能とすることや、各基幹統計調査で取得したデータを相互利用するなど、より効率的な調査制度とすること。

## (提案の理由)

### 現状

- 国の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2（2020）年6月）には、オンライン調査の推進や、民間企業等が保有するビッグデータの活用について記載されている。基幹統計調査を担う統計調査員は、希望者の減少や高齢化により選任が困難となっている。

### 課題

- 令和3（2021）年9月に、県が委託を受けている国の基幹統計調査において、統計調査員が調査世帯一覧表など個人情報に関する書類4枚を紛失した。調査員に注意を喚起したが、今後の再発防止には、デジタル化を進めて紙による個人情報の取扱いを廃止することが重要である。  
また、基幹統計調査の中には、本調査の前に、事前調査として調査員が調査世帯一覧表などを紙媒体で所有し、対象区域をくまなく確認することを求める調査があるが、各基幹統計調査データを相互利用し、例えば社会生活基本調査の世帯一覧に直近の国勢調査データを使用すれば、事前調査は省略できると考えられる。

## 33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

### 【提案事項】

バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症の影響により深刻な経営状況となっている地域公共交通の維持・存続に向け、感染症の影響に伴う減収分に対する財政支援を講じること。

#### (2) 地域公共交通の維持・確保

バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保について、必要な財源を確保すること。

#### (3) 離島航路の維持

離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。

#### (4) 第三セクター鉄道の経営安定化等

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。

特に、井原鉄道は、今後、耐震補強に具体的に取り組むこととしており、高架橋等が多いことなども踏まえ、財政支援の拡充を図ること。

#### (5) JR在来線の維持

JR在来線の維持は、国の交通政策の根幹として考えるべき課題であり、国の責任において一定の財政支援を講じるとともに、その廃止や利便性を欠いた減便は、地域そのものの衰退を加速することが危惧されることから、地域の実情が反映されるよう、鉄道廃止等手続きの見直しを行うこと。新規

#### (6) JR在来線の利用促進

JR在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- バス路線をはじめとする地域公共交通については、人口減少や高齢化といった厳しい状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、その利用者が大幅に減少する一方で、地域の生活に不可欠であることから、運行数を大きく減らすことができず、一段と深刻な経営状況となっている。
- 幹線のバス路線への運行費補助等については、地域の公共交通を維持確保するために必要な事業となっている。

### 33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

- 離島航路については、地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助事業）が実施されているが、原則として補助対象は旅客定員13人以上の船舶による定期航路が前提となっている。また、特別交付税算定額の対象となる離島航路も同様である。
- 地域鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業が実施されているが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額の増加が見込まれる中、十分かつ確実な予算の確保がなされていない。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担しているため、国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の負担となる。

また、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、バス路線や離島航路の維持に関する措置率（80%）と比べて低率である。

#### 令和3(2021)年度関係自治体負担総額

324,334千円（うち岡山県負担額：153,963千円）

さらに、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針により、緊急輸送道路等と交差又は並走する高架橋等については、耐震補強を実施する必要があるが、路線の多くが高架橋である井原鉄道の場合、費用が多額となる。

- 県内のJR在来線については、利用者数の減少が続いていることから、中国地方知事会や関係市町村等と連携して、JR西日本への要望活動や利用促進の取組を行っている。
- 令和4(2022)年5月、ローカル線の維持等について、全国28道府県知事による国への「未来につながる鉄道ネットワークを創造する緊急提言」を行った。

#### 課題

- 人口減少や高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響といった地域公共交通を取り巻く厳しい現状の中、バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保に必要な財源を、継続的に確保する必要がある。
- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、不定期航路も含めて関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化や高架橋等の耐震補強に伴い、経費が増加することから、十分かつ確実な予算の確保を行うとともに、制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線の存続は一層困難となっていることから、国による一定の経営支援が必要であり、また、鉄道事業の廃止や運行計画の変更が一方的に行われることのないよう、鉄道事業法における手続きの見直しが必要である。
- JR在来線沿線住民への利用に向けた啓発活動や沿線の魅力発信による沿線外からの集客など、沿線自治体等による利用促進に向けた取組を進めることが重要である。

## 34 中山間・離島地域等の振興

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省
-------	---------------------

### 【提案事項】

#### (1) 中山間地域等の振興

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

#### (2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、離島振興法の改正・延長を行うとともに、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。 新規

### (提案の理由)

#### 現 状

- 県土の約 76%を占める中山間地域は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした地方分散の流れの中で、より快適な生活空間として見直される動きがあるものの、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの問題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 本県では、岡山県中山間地域活性化基本方針、第3次晴れの国おかやま生き活きプラン及び第2期おかやま創生総合戦略に基づき、地域運営組織の設立・活動支援や小さな拠点の形成支援、関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進、次代を担う人材の育成など、中山間地域等の振興に取り組んでいる。
- 離島地域については、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、中山間地域以上に厳しい状況にある。

離島振興法は、昭和 28(1953)年に 10 年間の時限立法として制定され、その後も 10 年ごとに改正・延長が行われており、現在の法律は令和 5 (2023)年 3 月に期限を迎える。

#### 課 題

- 中山間・離島地域等において、人口減少社会にあっても地方が責任を持って持続可能な地域づくりを推進するため、地域の実態に応じた実効的な対策を切れ目なく講じられるよう、国において、弾力的で柔軟な運用が可能な地方への財政支援措置を拡充する必要がある。

## &lt;参考&gt;

## ○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの。

- ・山村振興法に規定する山村
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域

区分	市町村数	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	高齢化率(%)
全 県 域	27	7,114.62	1,888,432	30.7
中 山 間 地 域	22	5,383.52	335,020	40.1
中山間地域の割合	81.5 %	75.7%	17.7%	—

(注) 人口及び高齢化率は、令和2(2020)年の国勢調査による。

## ○ 本県の過疎地域の人口推移 (単位：人)

	昭和45年 (1970年)	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	令和2年 (2020年)
全 県 域	1,707,026	1,871,023	1,925,877	1,950,828	1,945,276	1,888,432
過疎地域	489,452	462,140	439,048	407,362	363,422	310,815

(注) 人口は、国勢調査による。

## ○ 本県の離島地域の状況

## 6市6地域の17島（うち有人島14）

(単位：人)

区分	人口			高齢化率 (%)	
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2022年)	減少率(%)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2022年)
離島地域計	2,005	1,553	△22.5	66.6	70.6
中山間地域計	362,385	335,020	△6.9	37.3	40.1
全 県 域	1,921,525	1,888,432	△1.7	28.1	30.7

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

## 35 消費生活相談体制等の充実・強化

提案先省庁	消費者庁
-------	------

### 【提案事項】

#### 地方消費者行政強化交付金制度の改善

- (1) 消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。
- (2) 地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げや使途の拡充など制度の改善を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症や自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、消費生活相談体制の維持強化等を含め、長期的な支援を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 消費者行政活性化事業のうち、推進事業は原則7年の活用期限がある。
- 一部事業については、補助率を3分の1に引き下げる要件が撤廃された。
- 国は、平成21(2009)年の消費者庁発足から概ね10年を各地方自治体の消費者行政の基礎を確立する時期とし、それ以降は、消費者行政は自治事務であり、地方交付税の基準財政需用額を理由に、各地方自治体に対し、消費者行政経費を自主財源化するよう求めている。

#### 課題

- 消費者行政経費については、普通地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、行政課題が多様化し、財政状況が厳しさを増す中、複雑困難化する消費者行政を安定的に行うためには、地方消費者行政強化交付金をはじめ、国の継続的な財政支援が必要である。

## 36 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

### 【提案事項】

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も、核燃料物質や放射性廃棄物を保管する同センターが存続する限り、地元住民や県民の理解を深める必要があることから、引き続き、広報・調査、地域振興等に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成 12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に広報・調査及び地域振興等を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターは、平成 28(2016)年 12 月に新たにウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発の構想を公表し、外部の専門家等で構成する懇話会での意見や提言を踏まえ、現在、研究を進めているところであるが、この構想と交付金の継続との関係は不明確である。

#### 課 題

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターでは核燃料物質の保管が続くとともに、施設の解体に伴い、今後も放射性廃棄物が発生する見通しであるため、引き続き安全性の確保や緊急時の対応体制の維持が求められており、環境放射線等の監視や安全対策を実施する必要がある。
- こうした中、広報・調査や地域振興等を目的とした交付金は、「原子力発電と密接な関連を有する施設」が対象とされ、範囲が不明確であるため、同センターの現況を踏まえ、地域住民や県民の理解を深める観点からも、同センターの廃止まで交付金が継続されるよう明確化が必要である。

### <参考>

- 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	66.1
濃縮ウラン	31.3
劣化ウラン	2,597.1

(令和 3 (2021) 年 9 月末現在)

- 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	106 千t
放射性廃棄物	24 千t
計	130 千t

## 37 地域スポーツ体制の整備

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

### 【提案事項】

将来にわたり地域スポーツを支えることができる体制を整備するため、総合型地域スポーツクラブが持続的に活動できる仕組みを国が率先して構築するとともに、登録認証制度に係る支援策等を講じること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 新型コロナウイルス感染症による社会活動の低下は、地域住民の活動（運動）量も低下させており、あらゆる世代の心身の健康に影響を及ぼしている。以前のように地域住民が主体的に運動・スポーツに取り組むようになるためには、安心安全な「場」の提供が必要であり、総合型地域スポーツクラブの果たす役割は重要となっている。
- 運動部活動の地域移行に関する検討が進められる中、県内でも、地域部活動推進委員会の運動部会において実践研究校の進捗状況を共有しながら協議を進めており、地域におけるスポーツ環境の整備が益々求められている状況において、総合型地域スポーツクラブの充実が望まれている。

#### 課 題

- 子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）総合型地域スポーツクラブは、地域スポーツの担い手としてだけでなく、地域コミュニティの核としての役割があり、クラブの立ち上げには一定の支援がなされたが、持続的に活動を行うには、国が率先して継続的な支援策を提示する必要がある。
- 登録・認証制度のメリットを示すとともに、これを統括する中間支援組織への財政面での支援が必要である。
- 地域部活動を推進していくためには、地域における受け皿の整備、指導者の質及び量の確保、運動施設の確保等が必要であり、費用負担の在り方についても検討がなされる必要がある。

#### <参考>

- 総合型地域スポーツクラブ数
  - ・全 国 3,583クラブ（令和3（2021）年7月1日現在）
  - ・岡山県 45クラブ（令和4（2022）年3月31日現在）、22市町（含開設準備中）
- 令和4（2022）年度から、一定の要件を満たした総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度が運用開始。

## 38 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 【提案事項】

瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性の海域と同等の事業活動環境とすること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が 50m<sup>3</sup>/日以上のものは、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後 3 週間の告示縦覧を行う必要があり、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。
- これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾等）では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。
- 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5 年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質は保たれている。

#### 課題

- 現行法では、特定施設の更新や刷新をする場合、当該施設等から排出される汚水等の水量・水質に何ら変更がなくても、また、減少する場合であっても、法第 5 条の対象となり、事前の水質影響評価や申請後 3 週間の告示縦覧（以下「事前告示等」という。）が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、周辺環境への影響が現状と同等以下であることが明白な場合には、事前告示等は省略するべきである。
- 令和 3 (2021) 年 1 月の中央環境審議会の意見具申においても、「瀬戸内海の環境負荷が増大しないことが明らかな事案について、特定施設に係る規制の合理化を図ることが適當」とされている。

## 39 海ごみ対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 【提案事項】

- (1) 海ごみ回収・処理のルールづくり  
漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。
- (2) 海ごみ対策への財源確保  
海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 平成 30(2018)年 6 月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が改正され、漂着ごみに加え、漂流ごみ及び海底ごみが明記された。
- 海岸漂着物等地域対策推進事業については、平成 27(2015)年度から地方負担が増嵩していることや漂流ごみと海底ごみの回収・処理のルールが明確化されていないことなどから、回収が進んでいない。令和 2 (2020)年度からは、漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合は定額補助となつたが、ボランティアによる回収では、大型・危険物等の漂流・海底ごみには対応できない。
- 瀬戸内海の離島においても、プラスチック製品のごみが堆積している海岸があるが、道がなく陸からは近づけず回収に苦慮しており、環境悪化による観光への影響も懸念される。
- 令和 2 (2020)年12月に、瀬戸内沿岸 4 県（岡山、広島、香川、愛媛）と公益財団法人日本財団で、瀬戸内海の海洋ごみ対策に係る連携・協力に関する協定を締結し、瀬戸内オーシャンズXとして、「瀬戸内海へのごみの流入量70%減、回収量10%以上増」を目指して、海ごみ対策に取り組んでいる。

#### 課 題

- 漂流ごみと海底ごみの回収・処理については、責任主体を含め明確なルールが定められていない。
- 大型・危険物等の漂流・海底ごみや、離島の漂着ごみなど、回収困難な海ごみに対応するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の地方負担分の軽減を行う必要がある。

## &lt;参考&gt;

## ○ 海ごみ対策に係る国の財政支援経緯

## 1 地域グリーンニューディール基金

- ・平成21(2009)年度補正予算により地域グリーンニューディール基金を財政措置
- ・基金の対象事業として「海岸漂着物地域対策推進事業」を位置づけ
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H22(2010)～H24(2012)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

## 2 海ごみ基金

- ・平成24(2012)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）として財政措置（基金事業）
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H25(2013)～H26(2014)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

## 3 海岸漂着物等地域対策推進事業

- ・平成26(2014)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）として財政措置（単年度補助金）
- ・補助率：9.5/10～8/10（H27(2015)）

9/10～7/10（H28(2016)～R元(2019)）

10/10（※）～7/10（R2(2020)～）

- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策に加え、漂流ごみ、海底ごみ対策も対象となる。

（※）漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合

## 40 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 【提案事項】

PM2.5の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稻わら焼きなどの野焼き行為による環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁とも連携して効果的な取組を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 現在、県内27測定局で微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の測定を実施しているが、秋に行われる稻わら焼きなどの野焼き行為が影響し、県南部の農業地帯で環境基準を達成していない測定局が複数ある。
- そこで、本県では、稻わら焼きなどの野焼き行為を減少させるため、令和2(2020)年度から、農業団体や農林部局と連携して稻わらの焼却処理からすき込み等の有効利用への転換を図る取組を進めており、県南部の農業地帯でPM2.5の秋（11月）の月平均値が低減するなど一定の効果が出始めているが、環境基準の達成には至っていない。
- 廃棄物処理法で、農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却が禁止の例外とされている中、環境省は平成30(2018)年3月に、都道府県等に対して稻わら焼きなどの野焼き行為がPM2.5の濃度上昇に影響を与える場合があることを一般に周知するよう文書を発出しているが、関係省庁と連携した具体的かつ効果的な情報発信が不十分である。

#### 課題

- 本県のPM2.5の環境基準達成率は4年連続で全国ワースト1位（平成29(2017)～令和2(2020)年度）である。
- 県として稻わらの焼却処理から有効利用への転換をより一層進めるためには、より多くの農業関係者から理解を得ることが不可欠であることから、国が稻わら焼きなどの野焼き行為による環境・健康への影響を積極的に発信するなど、率先して取組を行う必要がある。

## 41 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-------------------------

### 【提案事項】

#### (1) 児島湖浄化対策の推進

- ① 児島湖を浄化するため、国においても、各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど積極的に取り組むこと。
- ② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について、柔軟かつ積極的に対応すること。

#### (2) 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、十分な予算を確保すること。
- ② 合併処理浄化槽の整備に係る助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充を図ること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 児島湖の水質は、緩やかに改善されてきたが、近年は横ばい傾向にあり、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策や児島湖を浄化するための各種施策（流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、生物の力による水質浄化、環境学習等）を実施してきている。
- 環境用水の導水については、平成26(2014)年度から国の求めにより、事業の基礎資料となる導水による水質改善効果の算出や取水河川への影響等の調査を実施し、近年では、鮎の迷入調査のほか、事業の実施に向けた導水経路における流量等調査や導水時の樋門管理手法の検討などを行うとともに、岡山市に依頼して樋門の修繕を行うこととしている。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで36%、全窒素で59%、全りんで43%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽等からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。

#### 課 題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 児島湖の浄化及び周辺環境の改善のため、国において積極的に新たな施策を講じることはもとより、県が実施する施策等への財政支援などの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質を改善するため、旭川から環境用水の導水を目指して第8期湖沼水質保全計画（目標：令和7（2025）年度）にも盛り込んでおり、国の協力が不可欠である。
- 指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における合併処理浄化槽の整備促進のためには、設置者負担をより一層低減する必要があり、助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充が必要である。

## 42 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

### 【提案事項】

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- ① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設
- ② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設
- ③ 管理者及び充填回収業者に対する指導監督を一体的に行うことの効果や効率に留意した上で、法の実効性をより確保する観点から、政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者等に対する立入検査や指導等の権限の移譲

### （提案の理由）

#### 現状

- 充填・回収事業者のような届出制度が設けられずに、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限が都道府県知事に移譲されているため、的確かつ効果的な実施に支障を来している。
- 機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無いため、業者選定に支障を来すなど実効性や客觀性が十分担保されていない。
- 環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、政令指定都市や中核市の長に移譲されているが、当該法令は全て都道府県知事に留められているため、各々の制度等の一体的かつ効果的な運用を阻害している。

令和3年度、経済産業省・環境省の合同審議会において、政令指定都市等への権限移譲について評価・検討が行われたが、「時期尚早」との結論となった。

- 国は、機器の廃棄時におけるフロン漏洩対策を強化するため令和元年(2019)6月に法改正を行ったが、本県の提案内容は反映されていない。この改正により、解体現場や廃棄物・リサイクル業者に対する立入権限が付与されたが、政令指定都市及び中核市では建設リサイクル法、廃棄物処理法、大気汚染防止法等の所管はすべて市側であるため、情報の入手や立入時の連携に際して障害となる範囲も拡大している。

#### <法改正（令和元（2019）年）の概要>

- ・機器廃棄の際の取組（機器使用者がフロン回収を行わない場合の直接罰の導入等）
- ・建物解体時の機器廃棄の際の取組（解体現場への立入検査の対象範囲拡大等）
- ・機器が引き取られる際の取組（フロン回収済み証明が確認できない機器の引取禁止）

**課題**

- フロン排出抑制法を円滑かつ適切に運用していくためには、立入検査対象を的確に把握するための届出制度を創設する必要がある。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するためには、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。
- 機器の管理者等に対する立入検査や指導等を効果的に実施するためには、他の環境関係法令と同様、その権限を政令指定都市や中核市の長に移譲する必要がある。

**<参考>事業所数**

区分	事業所数
岡山市（政令指定都市）	40,516
倉敷市（中核市）	20,926
その他市町村	32,639
計	94,081

(令和元(2019)年経済センサス)

## 43 廃棄物の適正処理

提案先省庁	内閣府、経済産業省、環境省
-------	---------------

### 【提案事項】

**(1) ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正処理**

- ① 使用中の全てのP C B使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 中小企業者等に対する低濃度P C B廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。
- ③ 行政代執行等の都道府県の執行経費について、財政支援策を講じること。
- ④ 特例処分期限後に存在が判明した高濃度P C B廃棄物について、具体的な処理方針を早期に示すとともに、中小企業者等に対する処理費用の負担軽減制度の対象を拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- P C B廃棄物は、P C B特措法により処分期限が設けられており、高濃度P C B廃棄物は、国が全額出資した中間貯蔵・環境安全事業(株)が全国5箇所に整備した処理施設(本県は北九州事業所)で処分することとされている。

【本県のP C B廃棄物の処分期限等】

P C B廃棄物の種類		P C B使用製品の 使用廃止期限	処分期限 (特例処分期限)
高濃度	変圧器・コンデンサー	平成30(2018)年3月31日 (平成31(2019)年3月31日)	平成30(2018)年3月31日 (平成31(2019)年3月31日)
	安定器など	令和3(2021)年3月31日 (令和4(2022)年3月31日)	令和3(2021)年3月31日 (令和4(2022)年3月31日)
低濃度		—	令和9(2027)年3月31日 (—)

- 高濃度P C B使用製品は、期限までの処分が義務づけられているが、低濃度P C B使用製品の取扱いが不明確である。
- 高濃度P C B廃棄物は、中小企業者等に対する処理費用の軽減制度が設けられているが、低濃度P C B廃棄物は対象とされておらず、また、令和元(2019)年12月、高濃度P C B廃棄物の濃度基準が変更され、低濃度P C B廃棄物の範囲が拡大された。
- 保管事業者が不明等の場合には都道府県が行政代執行を行うことになるが、その費用については、P C B廃棄物処理基金で75%、特別交付税で20%の措置にとどまっている。
- 特例処分期限後に存在が判明した高濃度P C B廃棄物については、保管事業者が自ら処理を行うまで保管することとされている。

**課題**

- 低濃度P C B使用製品の使用廃止を明確に義務付けしない限り、処理すべき対象機器の把握が困難であり、期限までの確実な処分が確保できない。
- 低濃度P C B廃棄物は、P C B使用禁止後に製造上の問題により生じたもので、使用者には何ら落ち度がなく、処理費用の全額負担に強い不満があり、早期処理の指導に困難を極めているほか、高濃度から低濃度に区分が変更されたP C B廃棄物は、処理費用の軽減制度の対象外となり、使用者の負担額の増加が考えられる。
- 行政代執行費用の5%は都道府県等が負担することとなる。
- 特例処分期限後に判明した高濃度P C B廃棄物は、処理方針が示されても、処理費用の軽減制度が十分措置されなければ、保管事業者の経済的事情により処理が滞り、行政代執行による都道府県等の経費負担も増加することとなる。

## 【提案事項】

### (2) 循環型社会形成推進交付金等に係る予算措置

- ① 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金等について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に促進できるよう助成制度のさらなる拡充を図ること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度等を活用しており、交付金額に不足が生じた場合、市町村は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、本県内の市町村についても、令和5(2023)年度以降も廃棄物処理施設の新設等が計画されており、引き続き、必要な予算が確保される必要がある。
- 単独処理浄化槽は、生活雑排水が処理されないことから生活環境への負荷が高く、また、老朽化により災害時に破損し、公衆衛生上支障が生ずるおそれがあるが、令和3年度末時点において県下169,655基の浄化槽のうち、56,324基(33.2%)が単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽への転換が急務である。

#### 課 題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金等の十分かつ安定的な予算措置が必要である。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合でも生活スタイルは変わらずインセンティブが働かないことから、転換を促進するためには、設置者負担をより一層低減する必要がある。

## 44 ヒアリ等特定外来生物対策の推進

提案先省庁	農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-----------------

### 【提案事項】

#### (1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施

特定外来生物のヒアリ及びアカカミアリ等の定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、国の責務において主体的かつ積極的にこれを実施すること。

#### (2) 海外対策等

- ① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。
- ② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

#### (3) 外来生物法の改正に伴う効果的な財政支援及び適正な防除の実施 新規

- ① 現在国において検討中の法改正により、都道府県で必要となる費用について、国において十分な予算措置を講じた上で、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。
- ② 従前から国において防除等を実施している事案については、法改正後も国において防除を継続すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 全国の港湾施設等でヒアリ等の確認が相次ぎ、内陸部への拡散も危惧されるが、防除対策の遅れは被害拡大につながりかねず、一旦定着を許せば駆除には莫大な経費がかかる。
- 本県でも、平成29(2017)年8月に水島港、9月には内陸の事業所敷地でヒアリが、平成30(2018)年9月、令和元(2019)年6月及び令和2(2020)年10月に水島港でアカカミアリが確認されたものの、関係者及び事業者の迅速な対応により今のところ拡散はみられない。
- 外来生物法を改正し、国内定着済の特定外来生物等の防除の責務を国から都道府県に移行させる流れがあるが、本県では定着済の特定外来生物の完全な防除は不可能である。
- 本県では、従前から国が防除や地元説明を実施しているものの、いまだに根絶に至っていない特定外来生物の事案がある。

**課題**

- ヒアリ等の対策においては侵入初期段階の防除が極めて重要であり、外来生物法で防除の主体とされる国において、迅速かつ効果的な初期対応である立入調査の実施等を含む主体的かつ積極的な水際対策が欠かせない。
- 国内の水際対策をどれだけ徹底しても、海外のヒアリ定着国等から防除措置等のないまま貨物が輸入される限り、ヒアリ等の国内侵入は止められない。
- 法改正に伴う特定外来生物の防除については、国において十分な予算措置を講じた上で、例えば国庫補助制度の創設など、多様な防除の取組をカバーできるような多角的かつ柔軟な財政支援が欠かせない。
- 従前から国において防除等を実施している事案について、法改正を機に都道府県へ防除等の責務を負わせることは問題がある。

＜参考＞ ヒアリ確認状況 (H29(2017).6～R3(2021).11)  
18都道府県 84事例(令和3(2021)年度は、20事例)

## 45 鳥獣被害防止対策の充実・強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 【提案事項】

#### 農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対して十分な予算の確保
- ② 簡易で効率的な捕獲方法及び捕獲獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進

### (提案の理由)

#### 現状

- 野生鳥獣による農林水産被害金額は、約2.6億円と高い水準で推移している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長や緊急的な捕獲活動等が、計画どおり実施できない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等に伴い、農作物被害は深刻化・広域化している。

#### 課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は令和4(2022)年度100.03億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- わなの設置や管理、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、狩猟者等の高齢化に対応した、簡易で効率的な捕獲や捕獲個体の処理方法が求められている。

<参考>鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位:千円、頭)

区分		H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
被害金額	イノシシ	218,890	240,471	139,736	146,884	93,103	106,544	124,423	101,365	94,705
	シカ	24,092	51,557	39,192	88,325	34,297	31,105	35,292	34,455	32,196
	サル	25,861	25,233	26,495	34,950	29,526	20,807	20,305	18,120	24,854
	その他鳥獣	228,609	162,880	171,980	124,659	124,570	131,019	123,121	119,703	112,345
	合計	497,452	480,141	377,403	394,818	281,496	289,475	303,141	273,643	264,100
捕獲数	イノシシ	6,012	12,769	12,779	18,722	24,211	23,010	26,042	31,945	31,650
	シカ	418	1,414	3,408	10,014	12,009	11,897	11,536	13,826	15,375
	サル	76	93	123	184	308	379	355	458	691

## 46 花粉発生源対策の推進

提案先省庁	林野庁
-------	-----

### 【提案事項】

花粉症は、国民の約4割が罹患し、社会的・経済的に大きな影響を生じていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策のさらなる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。

- ① 都道府県に配布する採種園用苗木の安定した供給体制の整備の推進
- ② 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の早期開発と実用化
- ③ スギ同様、ヒノキについての目標の設定
- ④ 我が国全体として花粉発生源対策の加速化が図られるよう全国的な規模での普及啓発活動の推進

### (提案の理由)

#### 現状

- 国民病と言われている花粉症は国民の約4割が罹患し、医療費の支出、労働生産性の低下等の経済的損失を招いており、花粉発生源対策として花粉症対策苗木への植替えを推進することが求められている。
- 国は、全国のスギ苗木生産量全体に占める花粉症対策に資するスギ苗木の割合を、平成28(2016)年度の約3割から令和14(2032)年度までに約7割に増加させることを目標としている。
- ヒノキについて、国はスギの花粉発生源対策の取組を参考に推進することとしているが、具体的な目標は設定されておらず、全国での苗木生産の取組にもばらつきがある。
- 本県では、「第3次晴れの国おかやま生き活きプラン」において、スギ・ヒノキ花粉の飛散の低減に向けた取組を加速することとしている。
- 中国地方知事会では、「スギ・ヒノキ花粉症対策部会」を設置し、5県が連携して花粉症対策に取り組んでいる。
- 全国知事会では、令和2(2020)年度に39都府県の参加を得て「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」を設置し、本県がチームリーダーとなって花粉の少ない森林づくりに向けた検討を進めてきたところであり、全国での花粉発生源対策の取組が加速するよう、本年8月に国への提案・要望活動を行うこととしている。

#### 課題

- 花粉発生源対策につながるスギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林が全国で推進されている中、全国の花粉症対策苗木の生産量は需要を満たしておらず、都道府県への採種園造成用苗木や採種園の更新に必要な苗木の安定した供給が不可欠である。
- 少花粉品種と育林経費の削減、早期収穫、森林吸収源対策につながる特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種が存在しない。
- 国では、ヒノキの花粉発生源対策推進に関する目標が定められていない。
- 花粉は都道府県域を越えて飛散することから、広域に連携した一層の取組が必要である。